

ご指摘いただいた事案の概要および当社の判断について

1. 受付日（企業倫理相談窓口）

平成 19 年 1 月 21 日

2. ご指摘いただいた内容

- 新潟県等に温排水温度改ざんについて再発防止策を報告した週に、柏崎刈羽原子力発電所 5 号機のタービン弁に関する定期事業者検査において、ある現場担当者が、検査要領書にない検査方法・判定基準で検査を行い、また、検査要領書の当該部分を差し替えた。

3. 事実関係の調査結果

ご指摘の時期からご指摘が寄せられた日の前日までの間（平成 19 年 1 月 9 日～1 月 20 日）に実施された柏崎刈羽原子力発電所 5 号機のタービン弁に関わる検査について、検査要領書および関係者への聞き取り等の調査を実施した結果、判明した事実は以下の通りです。

- 平成 19 年 1 月 10 日、定期検査中の柏崎刈羽原子力発電所 5 号機において実施した、第 2 給水加熱器（B）の逃がし弁の気密検査（定期事業者検査）において、検査の実施直前に、検査要領書の当該検査部分について、基準となる数値（測定前の圧力保持時間）に誤記（本来、日本工業規格（JIS B 8210）の規定に基づき「5 分以上」と記載されていなければならないところ、「1 分以上」と記載されていた）があることがわかった。
- 当該検査の検査担当者は、その誤記によらず、日本工業規格（JIS B 8210）の規定に従って検査を実施し、判定「良」の結果を得た。
- しかしながら、その後、当該検査担当者は当該誤記について本来行うべき手順（方法）によらず、検査要領書の誤記を訂正した。

4. 本件に対する当社の判断

今回ご指摘いただいた事案につきましては、定期事業者検査における検査要領書という社内文書の改訂手続きを適切に実施しなかったという品質保証上の問題点が認められましたので、関係者に対して厳重に注意した上で、不適合処理を実施いたしました。ただし、検査の成立性や安全性に問題はありませんでした。

本調査結果に基づき、改めて適切な文書管理を徹底し、企業倫理の定着についても努力してまいります。

以 上